

令和7・8年度

建設工事等入札参加資格審査申請要領

(測量・建設コンサルタント等)

〒747-8501

防府市入札検査室入札係

防府市寿町7番1号

Tel 0835-25-2177 (直通)

令和7・8年度において、防府市（防府市上下水道局を含む。）への建設工事等競争入札参加資格審査申請を希望される方は、下記の事項に留意の上、申請してください。

記

- 1 受付期間 令和7年2月3日（月）から同月28日（金）まで
- 2 登録フォームの掲載場所 〈 防府市トップページ <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp> 〉 → 〈 ピックアップテーマ：オンライン窓口 〉 → 〈 オンライン手続はこちら 〉 → 〈 カテゴリー：16 入札 〉
- 3 申請方法 登録フォームからの申請
※登録フォームに必要事項を入力し、申請書類を添付して提出してください。
※電子に詳しくない、わからない等の理由で郵送とすることは御遠慮ください。
※パソコン環境等により、登録フォームからの申請ができない場合は入札検査室に御相談ください。相談なく郵送で申請された場合は一切受け付けませんので、御注意ください。
※登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。
※提出期限の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、御注意ください。
※申請において正常に受付・登録された場合は、登録フォームに入力されたメールアドレスに申請を受け付けた旨のメールを送信します。申請が出来ているかのお問い合わせも、御遠慮ください。

4 資 格

申 請 区 分	申 請 者 の 資 格
測量業務	測量法第10条の3に規定する測量業者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。
地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条の規定により、登録を受けている地質調査業者

補償関係コンサルタント業務	営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けている者に限る。 (例) ・不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する不動産鑑定業者 ・建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築事務所 ・土地家屋調査士法第8条の規定により登録されている土地家屋調査士
---------------	---

5 様 式 防府市独自様式（国の様式で一部代替可能）

- ・最新の様式を使用してください。
- ・様式は防府市入札検査室ホームページ
(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/48/>) からダウンロードできます。

6 基 準 日 申請をする日の直前営業年度の終了日

7 業者区分

業者区分	業 者 区 分 の 説 明
市内業者	市内に主たる営業所を有する業者
準市内業者	市内に営業所等を有し、かつ防府市で法人市民税が課税されている業者
市外業者	市内業者及び準市内業者に該当しない業者

8 申請書類

申請書類は次の（１）～（１２）のとおりですが、「７ 業者区分」に応じ、提出書類が一部異なります。また、提出の不要・省略可能な書類及び、国の様式での代替可能な書類もあります。

詳しくは後述P6～P7の「申請書類の記載要領等について」及びP8の「申請書類一覧表」で説明していますので、必ずお読みください。

- （１） 資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）
- （２） 市内の営業所等の写真技術者経歴書（第7号様式の2）
- （３） 技術者経歴書（第7号様式の2）
- （４） 登録証明書又は登録通知書の写し
- （５） 誓約書（第11号様式）
- （６） 暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）
- （７） 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）
- （８） 防府市税の納税証明書（滞納のないことの証明）（法人・法人の代表者・個人）（写し可）
- （９） 課税・納税状況調査に関する同意書
- （１０） 国税の納税証明書（未納税額のないことの証明）（写し可）
- （１１） 使用印鑑届（第10号様式）
- （１２） 委任状（支店等委任）（第9号様式）

9 申請後に審査事項に変更があった場合（審査事項の変更届）

申請書を提出後、次の事項について変更があった場合には、速やかに登録フォームから申請してください。

事 項	関係書類（添付する書類）
登録番号又は登録年月日	登録通知書の写し
商号又は名称	法人である者に限り登記事項証明書（商業登記簿抄本）（写し可） （代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。）
代表者の氏名	個人の場合は誓約書（第11号様式） 法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿抄本）（写し可） （代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。）

	暴力団等の排除に関する誓約書（第１８号様式） 代表者の防府市税の「滞納のないことの証明書」（代表者が防府市に住所を有する場合）（写し可）
営業所の名称又は所在地	法人である者に限り登記事項証明書（商業登記簿抄本）（写し可） （市町村合併による所在地の変更は、届出の必要はありません。営業所名の変更を伴う場合は、変更届を提出してください。） （代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。）
使用印鑑	使用印鑑届（第１０号様式）
代理人	委任状（第９号様式）（任意様式可）
電話番号又はファックス番号	添付書類なし
親会社・子会社等の資本関係の有無、役員等の兼任の有無	資本関係・人的関係に関する調書（第１６号様式）
登録部門	土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントに限り、登録（抹消）通知書の写し

※提出の際は、P 9～P 10「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。

10 資格の承継承認申請

資格の認定後、次の（１）から（６）までに該当することとなった場合に、その承継人は引き続き入札参加資格を承継することを希望するときには、新規に許可を受けた後、速やかに第１３号様式の「競争入札参加資格承継承認申請書」を登録フォームから提出してください。承継承認申請書には第１４号様式の「経営事項引継書」を添付してください。

なお、承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

- （１） 個人が死亡したときは、その相続人
- （２） 個人が法人を設立したときは、その法人
- （３） 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- （４） 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- （５） 法人が会社分割したときは、その分割によりその事業を引き継いだ法人
- （６） 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

承継承認申請書には次の書類を添付してください。（上記（３）又は（４）に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は、⑤は不要）

- ① 登録通知書の写し
- ② 技術者経歴書（第７号様式の２）
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）、個人の場合は、代表者の誓約書（第１１号様式）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（第１８号様式）
- ⑤ 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表
- ⑥ 委任状（第９号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ⑦ 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）
- ⑧ 合併の場合は、合併契約書の写し
※ 提出の際は、P 9～P 10「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。
- ⑨ 納税証明書（防府市税の「滞納のないことの証明書」（法人・個人・法人の代表者）（写し可）
国税の「未納税額のないことの証明」（法人「その３の３」・個人「その３の２」）（写し可）
市内業者及び準市内業者については課税・納税状況調査に関する同意書
※ 承継するものが既に令和７・８年度防府市建設工事等競争入札参加資格を有している場合は必要ありません。
- ⑩ 使用印鑑届（第１０号様式）

11 更生（再生）手続開始の決定を受けた会社等の特例

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生（再生）手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。この場合において、既に入札参加資格を有している時は、次の書類を添付の上、競争入札参加資格再審査申請書（第15号様式）により、資格の再認定を申し出てください。登録フォームから提出してください。

なお、再認定を受けていないときは、入札参加資格の確認ができませんので御注意ください。

- ① 裁判所による更生（再生）手続開始の決定書の写し
- ② 貸借対照表及び損益計算書（更生又は再生手続開始の決定時以降における直近決算日時点のもの）
- ③ 委任状（第9号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ④ 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

※ 提出に際し、不明な点があればお尋ねください。

※ 原則として電子入札の登録がない業者の入札参加は認めませんので、未登録の業者は速やかに登録をお願いします。

前回申請からの変更点等

令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付時から下記の点につきまして提出書類等の変更をしていますので御注意ください。

(1) 申請方法の変更について

手続きのオンライン化推進のため、登録フォームからの電子申請とします。以下の様式については登録フォームに直接入力することとなるため、様式を廃止します。

- ・競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（1号様式の2）
- ・入札参加資格審査申請総括表（第2号様式の2）
- ・市内の営業所等の体制、位置図（第4号様式（その1）（その2））

申請書類の記載要領等について

申請書提出にあたり、記入方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただき、提出くださいますようお願いいたします。

(全様式共通事項)

登記簿に記載の本社とは異なる営業所を「主たる営業所」とする場合は、各様式の住所記載欄で（主たる営業所）と記載する等、その旨がわかるように記載してください。

(1) 資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）

- ・ 資本関係（親会社、子会社の有無）及び人的関係（役員の兼任）について記載してください。該当がない場合は「無」に○印をしてください。
- ・ 当様式中の（3）は（1）を「有」と回答された方のみ記入してください。

(2) 市内の営業所等の写真

- ・ 市内業者と市外業者は提出不要です。
- ※ 写真は事業所等の名称が分かるように、看板等が写るように撮影してください。

(3) 技術者経歴書（第7号様式の2）

- ・ 国の様式（様式④）で代替が可能です。
- ・ 準市内業者と市外業者は提出不要です。

(4) 登録証明書又は登録通知書の写し

(5) 誓約書（第11号様式）

- ・ 個人の場合（法人でない場合）のみ提出してください。

(6) 暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）

- ・ 代表者の生年月日は、M（明治）・T（大正）・S（昭和）・H（平成）のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。
- ・ 代表者氏名にはフリガナを記入してください。

(7) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）

防府市役所本館 1階に法務局証明サービスセンターがあります。

- ・ 法人の場合のみ提出してください。

(8) 防府市税の納税証明書（滞納のないことの証明）（写し可）

防府市役所本館 1階④番証明書窓口又は3階課税課窓口及び各出張所で発行

【法人・個人】

- ・ 市内業者及び準市内業者は、法人又は個人の証明書が必要です。

【法人の代表者】

- ・ 法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、法人の代表者の証明書が必要です。
- ※ 代表取締役等を複数登記されている場合、防府市に住所を有する全ての方の証明を添付してください。

◇防府市税に関する証明書発行について

※ 申請書、委任状は、別紙様式を御利用ください。

- ・ 申請人の本人確認

申請人の本人確認が必要になります。窓口にお越しの際は必ず、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した、本人確認ができるものをお持ちください。

- ・ 代理人が申請する場合

代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

法人の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

個人（法人代表者）の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、同一世帯以外（住民票の

世帯が別の人が申請する場合は、申請書のほかに委任状（すべて本人の直筆で記入されたものが
必要です。）詳しくは、記入例を参照してください。

※納税後 2 週間以内に証明書を申請する場合

納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書（領
収日付印のあるもの）又は口座引落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。

（９）課税・納税状況調査に関する同意書

- ・市内に支店・営業所等がある場合は必ず提出してください。
（防府市内に営業所等がない場合は提出不要です。）

（１０）国税の納税証明書（未納税額のないことの証明）（写し可） **税務署で発行**

- ・個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その３の２）
- ・法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その３の３）

（１１）使用印鑑届（第１０号様式）

- ・物体による印章を用いて陰影が鮮明となるよう押印してください。
- ・原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi 程度）で様式をスキャンしてください。
- ・押印された印鑑は、入札、見積り、契約、引渡し及び代金の請求・領収の専用印となります。代表
者（受任者）であることが確認できる印鑑としてください。

（１２）委任状（支店等委任）（第９号様式）

- ・任意様式で代替可能です。（受任者の使用印を押印してください。）
- ・物体による印章を用いて陰影が鮮明となるよう押印してください。
- ・陰影が原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi 程度）で様式をスキャンしてください。
- ・入札及び契約事務等を支店及び営業所等へ委任される場合に提出してください。
- ・委任期間は登録期間であれば、任意の期間が設定できます。最長は令和 7 年 4 月 1 日から令和
9 年 3 月 31 日となります。

その他注意事項

- ・記載内容に疑義がある場合は、記載内容を確認するため関係書類の提出等を求めることがあります。
- ・申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないこと
があり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますの
で、十分に注意をしてください。
- ・申請が受け付けられても、必ずしも入札（見積合せ）に指名されるとは限りません。
- ・防府市税について、課税されているのに未納（滞納）のないことを示す証明書を添付できない場合
は、申請書の受理はいたしますが、指名については留保いたしますので御注意ください。なお、完納
された時点で速やかに未納（滞納）のないことを示す証明書を提出してください。
- ・スキャンをしたものを添付する場合は、文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてくださ
い。
- ・メールアドレス欄については、スマートフォンのアドレスは記入しないでください。
- ・納税証明書、登記簿等の証明書は申請日前 3 か月以内に証明されたものに限りです。
- ・業者への審査結果通知書は送付いたしません。6 月頃（予定）に入札参加資格者名簿を防府市入札
検査室ホームページに掲載しますので、それにより確認してください。
※ P 8 「申請書類一覧表」で各書類を確認の上、提出をお願いします。

申 請 書 類 一 覧 表

番号	様 式 名	国の様式で 代替の可否	市内 業者	準市内 業者	市外 業者	確認
1	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)		○	○	○	
2	市内の営業所等の写真		—	○	—	
3	技術者経歴書 (第7号様式の2)	可 様式④	○	—	—	
4	登録証明書又は登録通知書の写し		●	●	●	
5	誓約書(個人のみ)(第11号様式)		○	○	○	
6	暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)		○	○	○	
7	商業登記簿謄本(法人のみ・写し可)		○	○	○	
8	市税の納税証明書(写し可) ・防府市税「滞納のないことの証明」					
	・法人又は個人		○	○	—	
	・法人の代表者		●	●	●	
9	課税・納税状況調査に関する同意書		○	○	—	
10	国税の納税証明書(写し可) 「未納税額のないことの証明」 ・法人の場合は法人税と消費税及び地方消費税(その3の3) ・個人の場合は所得税と消費税及び地方消費税(その3の2)		○	○	○	
11	使用印鑑届(第10号様式)		○	○	○	
12	委任状(支店等委任)(第9号様式) ※任意様式で代替可能		—	△	△	

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。
2 △は、場合により省略できる書類です。
3 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。

申請後の変更等に伴う提出書類一覧

番号	様 式 名	国 の 様 式 代 替 可否	資格の登録内容の変更							資格の 承継承 認申請
			登録番 号又は 登録年 月日	商 号 又は 名称	代表者 の氏名	営業所 等の名 称又は 所在地	使 用 印鑑	代 理 人	資本関 係・人 的關係	
1	競争入札参加資格 承継承認申請書 (第13号様式)									○
2	経営事項引継書 (第14号様式)									○
3	登録証明書又は登 録通知書の写し		○							○
4	資本関係・人的関 係に関する調書 (第16号様式)								○	
5	技術者経歴書 (第7号様式の 2)	可								○
6	登記事項証明書 (商業登記簿謄 本)(法人のみ・写 し可)			○	○	●				○
7	誓約書(個人のみ) (第11号様式)				○					○
8	暴力団等の排除に 関する誓約書(第 18号様式)				○					○
9	市税の納税証明書 防府市税「滞納の ないことの証明」 (写し可)									
	・法人又は個人				—					●
	・法人の代表者				●					●

10	国税の納税証明書 (写し可) 「未納税額のない ことの証明」 ・法人の場合は法 人税と消費税及び 地方消費税 (その 3の3) ・個人の場合は所 得税と消費税及び 地方消費税 (その 3の2)									●
11	被継承人の終了貸 借対照表・損益計 算書と承継人の開 始貸借対照表 (注: 場合による)									○
12	委任状 (支店等委 任) (第9号様式) ※任意様式で代替 可能			△	△	△		○		△
13	譲渡協定書等内容 が確認できるもの (営業譲渡の場合 のみ)									○
14	合併契約書 (合併 の場合のみ)									○
15	使用印鑑届 (第1 0号様式)			○	△	△	○			●

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。
 2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。
 3 △は、場合により省略できる書類です。